

令和6年神審第7号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

海技免許 六級海技士（航海）（履歴限定）

指定海難関係人 a 2

職 名 A機関長

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和5年9月20日05時15分

兵庫県浜坂港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 87トン

全 長 36.20メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 507キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備等

Aは、船体中央に操舵室を配した沖合底びき網漁業に従事する鋼製漁船で、同室中央に操舵スタンド、その右舷側に機関遠隔操作盤、左舷側にレーダー及びGPSプロッター等をそれぞれ装備し、設定した時間が経過したらブザーが鳴る装置（以下「居眠り防止装置」という。）を備えていた。

#### (2) 関係人の経歴等

##### ア a 1 受審人

a 1 受審人は、（一部省略） a 2 指定海難関係人が機関長兼漁ろう長として乗り組み、平素から運航及び操業の指揮を執っていたので、船橋当直を同人に単独で行わせていた。

##### イ a 2 指定海難関係人

a 2 指定海難関係人は、（一部省略） Aの機関長として雇入れされていた。

#### (3) 本件発生に至る経緯

Aは、 a 1 受審人及び a 2 指定海難関係人ほかインドネシア共和国籍の技能実習生等 4 人を含む 6 人が乗り組み、操業の目的で、船首 2.0メートル船尾 2.3メートルの喫水をもって、令和 5 年 9 月 18 日 11 時 00 分浜坂港を発し、同港北西方約 21 海里沖合の漁場に向かった。

a 1 受審人は、13時30分目的の漁場に到着後、操業を始め、魚類約 0.5 トンを漁獲して操業を終え帰途に就くこととし、翌々 20 日 02 時 30 分 a 2 指定海難関係人を単独の船橋当直に当たら

せ同漁場を発進した。

このとき、a 2 指定海難関係人は、自動操舵でえい網中に10分ないし15分の仮眠をとる程度で、小刻みな睡眠時間を合計すると、1日あたり2時間ないし3時間しか睡眠に充てられない状況で、疲労が蓄積し睡眠不足であることを認識していた。

そして、a 1 受審人は、a 2 指定海難関係人が、操業中はまとまった睡眠をとることが困難で、疲労が蓄積し睡眠不足の状態であることを知っていたが、これまで同人が睡眠不足であっても居眠りしたことがなかったので、居眠りすることはないと思い、眠気を催したときには直ちに船長に報告するなど、居眠り防止についての指示をしなかった。

a 2 指定海難関係人は、居眠り防止装置の電源を投入しないまま漁場を発進し、操舵スタンド後方の椅子に腰掛けて、時折立ち上がったたり、ガムをかんだりしながら操船に当たり、04時48分少し過ぎ浜坂港矢城ヶ鼻灯台（以下「矢城ヶ鼻灯台」という。）から002度（真方位、以下同じ。）2.6海里の地点で、針路を167度に定めて自動操舵とし、6.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、入港に備えて手動操舵に切り換える地点に向けて進行した。

a 2 指定海難関係人は、05時00分矢城ヶ鼻灯台から015.5度1.4海里の地点に達したとき、椅子に腰掛けて操船を続けていたところ、蓄積した疲労と睡眠不足により眠気を催したが、船長に報告して2人で当直に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a 2 指定海難関係人は、いつしか居眠りに陥り、入港に備えて手動操舵に切り換える地点を通過して浜坂港東部の海岸に

向けて続航し、05時15分矢城ヶ鼻灯台から107度1,420メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、同海岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の東南東風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

a1受審人は、船室で待機中、衝撃を受けて操舵室に赴き、乗揚の事実を知って事後の措置に当たった。

乗揚の結果、センターキールに凹損、ビルジキールに曲損、船底外板に擦過傷等を生じ、来援した起重機船に吊り上げられて離礁し、自力で浜坂港に入港し、のち修理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、浜坂港北方沖合において、漁場から同港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、浜坂港東部の海岸に向首進行したことによって発生したものである。

運航が適切でなかったのは、船長が、機関長を単独の船橋当直に当たらせ、漁場を発進する際、居眠り防止についての指示をしなかったことと、機関長が、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかったことによるものである。

a1受審人は、夜間、浜坂港北方沖合において、a2指定海難関係人を単独の船橋当直に当たらせ、漁場を発進する場合、同人が操業により疲労が蓄積し睡眠不足の状態であることを知っていたのだから、a2指定海難関係人に対し、眠気を催したときには直ちに船長に報告するなど、居眠り防止についての指示をすべき注意義務があった。しかるに、a1受審人は、これまでa2指定海難関係人が睡眠不足であっても居眠りしたことがなかったので、居眠りすることはないと思い、居眠り防止につ

いての指示をしなかった職務上の過失により、同人が居眠りに陥り、浜坂港東部の海岸に向首進行して同海岸への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 8 月 2 7 日

神戸地方海難審判所

審判長 審判官 大 北 直 明

審判官 前 田 昭 広

審判官 阪 本 義 治